



キープ・フォレスト・スタンディング
「森林&人権方針ランキング」
～森林と森の民の人権を守ろう～

消費財企業の
パフォーマンス評価方法

2025年11月



2020年以降、RANは以下の5つの質問をもとに評価を行っている。

1

消費財企業は、第一段階として、森林リスク產品に関連する自社のサプライチェーンと投資先から、森林破壊や自然生態系の転換、人権侵害を削減するための產品横断的な方針を採用したか。

2

消費財企業は、自社の事業が森林と地域・先住民族コミュニティの権利に与える影響について公表し、影響に対処するために行動してきたか。

3

消費財企業は、暴力行為を未然に防いでいるか。また、地域・先住民族コミュニティの権利が十分に尊重されることを確保しているか。

4

消費財企業は、供給業者や合弁事業のパートナー企業が、森林保護と人権尊重に関する自社の方針に違反していることが判明した場合、購買や投資のやり方を変えているか。

5

消費財企業は、供給業者や合弁事業のパートナー企業がその全事業を通じて自社方針を遵守していることを、顧客に証明できるか。

下表は、企業の各推奨行動のスコアが「あり」、「一部あり」、「なし」のいずれであるかを評価する際に用いた基準をまとめたものである。

「キープ・フォレスト・スタンディング」キャンペーン要求内容	「あり」の評価基準	「なし」の評価基準	「一部あり」の評価基準
NDPE方針 産品横断的な「森林破壊・転換・劣化禁止、泥炭地開発禁止、擾取禁止」(NDPE)方針を採用・実施すること。	NDPE方針の中核要素、すなわち、森林(高炭素貯留(HCS)林、保護価値の高い(HCV)地域、原生林、原生林景観(IFL))、自然生態系・泥炭地を、泥炭の深さに関わらず、森林破壊、転換および劣化から保護すること、国際的に認められた人権(先住民族の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP)、国際労働機関(ILO)条約第169号、およびILO基本条約に基づく先住民族の権利を含む)を尊重し、「自由意志による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC)を確保すること、および火の使用を禁じることの遵守を求める方針を公表している。	NDPE方針の中核要素の遵守を求める方針を公表していない。	該当なし
NDPE 方針の適用範囲 NDPE方針を、全ての森林リスク產品のサプライチェーンに関わる供給業者および投資先(合弁事業を含む)の企業グループ全体に適用すること。 これは、サプライチェーン全体の供給業者、または投資先企業(合弁事業のパートナー企業を含む)が、「当事者のいずれかが他方の行動や業績を監督するという関係によって企業が提携する法人の総体」 ² 全体において、NDPE方針の要件を遵守することを求めている。	NDPE方針の適用範囲が、全ての森林リスク產品のサプライチェーンに関わる供給業者および投資先(合弁事業を含む)の企業グループ全体となっている。 上記を満たす方針を、産品横断的なNDPE方針として策定している、または調達している全ての森林リスク產品において產品別NDPE方針を策定している。	NDPE方針を公表していない。または、以下のいずれかに該当する。 » NDPE方針の適用範囲が、企業のサプライチェーン内に存在する全ての森林リスク產品となっていない。 » NDPE方針の適用範囲が、全ての供給業者および投資先(合弁事業を含む)の企業グループ全体となっていない(例えば、NDPE方針は、供給業者に対して、消費財企業の物理的なサプライチェーンに含まれる事業においてのみ遵守を求めるものであり、供給業者の企業グループのランドバンク(利用可能な土地面積)全体および事業全体においては遵守を求めていない)。	NDPE方針の適用範囲が、全ての森林リスク產品のサプライチェーンに関わる供給業者および投資先(合弁事業を含む)となっているか、または供給業者の企業グループ全体となっているかのいずれかであり、両方ではない。

<p>NDPE方針の採用義務</p> <p>関連する全ての森林リスク產品のサプライチェーンに関して、全ての供給業者および投資先企業の企業グループ全体がNDPE方針を採用・実施することを義務付けること。</p>	<p>関連する全ての森林リスク產品のサプライチェーンに関して、供給業者および投資先企業の企業グループ全体がNDPE方針を採用・遵守し、さらに同企業グループに供給する独立系業者にも方針の採用・遵守を求めるなどを、契約で義務付けている。</p> <p>この契約上の義務には、国際人権規範と高炭素貯留アプローチ(HCSA)で謳われているベスト・プラクティスに従って、先住民族および慣習的コミュニティが自身の領域内の新規・既存の開発についてFPICを与える、あるいは与えない権利の履行を確保するための適切な方針が含まれている。³</p>	<p>直接・間接供給業者および投資先企業の企業グループ全体がNDPE方針を採用・遵守することを求めていない。</p>	<p>供給業者と投資先企業に対するNDPE方針採用・遵守の要求事項が、以下のいずれかに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> » 契約上の義務として定められていない。 » ひとつの森林リスク產品のサプライチェーンに関してのみ適用される。 » 企業グループ全体で実施することを求めていない。 » 人権に関するベストプラクティスの遵守を求めていない。
<p>NDPE実施計画</p> <p>NDPE実施計画に、全ての森林リスク產品のサプライチェーンにおいてNDPE方針遵守の独立検証を達成する野心的な目標期日を盛り込み、公表すること。</p>	<p>全ての森林リスク產品のサプライチェーンにおいて、供給業者と投資先企業の企業グループ全体によるNDPE方針遵守の状況に関する全面的な独立検証を達成する野心的な目標期日と期限付き中間目標を盛り込んだNDPE実施計画を公表している。</p> <p>目標期日は、欧州連合「森林破壊禁止法(EUDR)」などの各種規制が定める產品別基準日や遵守期限と整合している。</p>	<p>供給業者と投資先企業がNDPE方針の遵守状況に関する独立検証を完了しなければならない期日を明記したNDPE実施計画を公表していない。</p>	<p>供給業者と投資先企業がNDPE方針の遵守状況の独立検証を完了しなければならない期日を明記したNDPE実施計画を、少なくとも一つの產品に関して公表しているが、以下のいずれかに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> » 関連する全產品に関して公表していない。 » 目標期日が野心的でない。 » 遵守状況に関して信頼性の高い独立検証を求めていない(例:認証制度に依存しているなど) » NDPE方針の全ての中核要素を含めてはいない。

<p>サプライチェーンの透明性</p> <p>森林リスク產品のサプライチェーンにおける直接・間接供給業者を公開し、調達する全原材料の産地や農園、植林地までの完全なトレーサビリティ⁴を実現すること。</p>	<p>森林リスク產品のサプライチェーンにおける供給業者を、欧州連合「森林破壊禁止法」(EUDR)およびAFiによるトレーサビリティの定義に従って全面的に開示している。</p> <p>直接供給業者、加工施設・工場、原材料生産者の年次リスト(関連企業グループ名を併記したもの)を、少なくとも12カ月ごとに更新した上で開示している。</p> <p>供給業者のプランテーション／牧場や小規模農家の農地の地理的位置データ、および生産地から集荷地までの「ファーストマイル」の可視性と追跡可能性(トレーサビリティ)を備えた、エンドツーエンドのサプライチェーントレーサビリティシステムが整備されている。</p>	<p>以下のいずれかに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> » 供給業者のリストを開示していない。または、12カ月以上前に作成・更新されたリストを使用している。 » いかなる森林リスク產品についても、産地までのトレーサビリティが確立されていない。 » EUDR・AFiの定義を満たさない不十分なトレーサビリティシステム(例:原産地域を推定する手法、「無視できるリスク」に基づくアプローチを用いる手法、区画レベルの地理的位置情報が欠如している手法)に依存している。 	<p>以下のいずれかに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> » 少なくとも一つのセクターにおいて、産地までのトレーサビリティが達成され、開示されている。 » 供給業者のリストを開示しているが、全ての森林リスク產品サプライチェーンにおける供給業者のリストではない。
<p>森林フットプリントに関する取り組み</p> <p>自然生態系(森林や泥炭地を含む)、生物多様性、および、産業型農業の拡大や伐採によって影響を受ける先住民族やコミュニティの権利に影響を及ぼす森林リスク產品のグローバルサプライチェーンおよび投資先のフットプリント(土地の範囲)について公表し、取り組むこと。</p>	<p>関連する全ての森林リスク產品のサプライチェーンに関する森林フットプリント⁵と地域を開示している。さらに、過去の影響に対処し、自然生態系や先住民族の領域への森林リスク產品の拡大を阻止するプログラムに対する貢献状況を開示している。</p> <p>上記プログラムでは、包括的かつ権利に基づくアプローチに基づき、森林(HCS林、HCV地域、原生林、IFL)と自然生態系・泥炭地を法的に保護し、調達先の管轄区域において先住民族の権利と慣習的権利の承認を促進している。</p>	<p>森林フットプリントを開示していない。</p>	<p>森林フットプリントの開示対象が、以下のいずれかに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> » ひとつの森林リスク產品のみ。 » ひとつの生産地域のみ。 » 先住民族や慣習上の権利保持者への影響に関する情報が不足している。

<p>自由意志による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)の証明</p> <p>企業グループの管理・支配下にある全ての新規および既存の生産地域で、先住民族のFPICの権利尊重に関する法律、ベストプラクティスおよび国際規範を完全に遵守していることの証明を求める。</p>	<p>全ての新規および既存の生産地域において、供給業者と投資先がFPICの権利尊重に関する法律、ベストプラクティスおよび国際規範を遵守しているかについて、独立検証を行なっている。</p> <p>ベストプラクティスと国際人権規範には、先住民族が定めたFPICプロトコル、HCSA社会的要件事項と実施ガイド、国際人権規範など⁶が含まれる。</p>	<p>供給業者や投資先が法律、ベストプラクティス、国際規範に従つてFPICの権利を尊重しているかについて、独立検証を行なっていない。あるいは検証が以下のいずれかに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> » 認証にのみ依存している。 » 人権の専門知識を有するチームが率いる信頼性の高い独立検証機関によって、権利者が関与するプロセスを用いて実施されたものではない。 » 供給業者の自己申告(NDPE実施報告フレームワーク(IRF)など)のみに基づいている。 » 不十分な方法論を用いて実施されている。 » 新規開発に限定されている。 	<p>以下のいずれかに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> » FPICの権利尊重に関して、人権専門家による独立検証を、少なくともひとつの産品サプライチェーンについて試行または実施している。 » 検証においては、影響を受ける先住民族やコミュニティが有意義に関与する形で現地検証を行なうことを義務付ける方法論を用いている。また、その方法論を公表している(ただし、監査・遵守システムに利害の対立が存在したり、苦情処理メカニズムが弱い認証制度の利用は、これに該当しない)。 » 供給業者と投資先が新規および既存の事業においてFPICの権利を尊重しているかについて、信頼性の高い方法論を用いて独立検証を実施することを公に約束している。
<p>厳格なモニタリングとデューデリジェンスのシステム</p> <p>森林、自然生態系、人権に関する厳格なモニタリングとデューデリジェンスのシステムを、森林リスク産品のサプライチェーン全体で使用すること。</p>	<p>企業グループレベルで供給業者と投資先企業の方針違反を特定し報告するために、森林と自然生態系・泥炭地に関する厳格かつ透明性の高いモニタリング・対応システム、および効果的な人権のモニタリングとデューデリジェンスのシステムを活用している。</p> <p>上記の人権モニタリングとデューデリジェンスのシステムは、国際人権条約や規範のなかで謳われているベストプラクティスに沿っている⁷。</p>	<p>モニタリングとデューデリジェンスのシステムを設置していない。</p>	<p>以下のいずれかに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> » モニタリング・対応・デューデリジェンスのシステムは、森林リスク産品のサプライチェーンにおける森林破壊、自然生態系の転換・劣化、火災、および供給業者や投資先企業による生物多様性への影響を特定するために使用されているが、透明性に欠ける。 » 供給業者や投資先企業が与える人権への影響を特定するために、モニタリングやデューデリジェンスのシステムを使用しているが、そのシステムが実効性に欠ける、または全ての人権を対象としていない、あるいは現地調査に基づく人権影響評価を採用していない。 » モニタリングやデューデリジェンスのシステムが全てのNDPE要件を網羅していない(例:泥炭地、劣化、人権を対象外としている)、または企業グループ全体に実施されていない、あるいは全ての森林リスク産品サプライチェーンに対しては実施されていない。

問題企業の責任の追求

効果的で説明責任を負う苦情処理メカニズムと方針違反対応手順を、全ての森林リスク產品サプライチェーンで使用すること。

非司法的苦情処理メカニズムに関するUNGP原則⁸に沿った公開の苦情処理メカニズムを設置し、さらに公表された方針違反対応プロトコルによって補完している。同プロトコルには、社会的・環境的要件の両方において供給業者や投資先企業の方針違反があった際に、取引の一時停止や契約解除を行う適切な基準が設定されている。

全ての森林リスク產品のサプライチェーン(直接・間接供給業者や企業グループ内)全体において、方針違反事例や苦情申し立てに対する方針違反対応手順の一貫性のある使用が実証されている。苦情の調査に適正なリソースが充てられている。また、苦情対応と、方針に違反し、取引の一時停止や契約解除の対象となる供給業者や投資先企業に関して、透明性の高い報告を行っている。

提起された苦情への対応として以下を実施している。

» (影響を受ける権利者からの要請があった場合)森林破壊、自然生態系の転換・劣化、泥炭地の皆伐、人権侵害に加担する企業グループからの產品調達を停止している。または同グループへの投資を停止している。

» 負の影響の是正・救済措置で透明性の高い実施を確保するために、信頼性の高い、期限付きの誓約を取り付けている。

苦情処理メカニズムは、苦情の受理・調査・解決について明確で公開されたスケジュールを含み、影響を受ける当事者に定期的な進捗報告を行うものである。時間枠は、事案の性質および複雑さに応じて適切であり、苦情が不当に遅延することなく処理されるよう設計されている。

苦情処理メカニズムは、影響を受ける全てのステークホルダーが、安全かつ文化的に適切な複数のチャネルを通じて、関連する現地語で利用できるものである。また、強力な報復防止措置が講じられている。このメカニズムの利用方法に関する情報は、影響を受けるコミュニティおよび労働者に周知されている。

以下のいずれかに該当する。

» 苦情処理メカニズムや方針違反対応プロトコルを公表していない。また、苦情、方針を遵守していないことが判明した供給業者や投資先企業、および取引の一時停止や契約解除の対象となっている供給業者や投資先企業に関する透明性の高い報告が存在しない、あるいは限定的である。

» 苦情の受理・調査・解決に関して指標となるスケジュールが設定されていないか、または、そのスケジュールが実際に守られている証拠が存在しない。

苦情処理メカニズムを設置し、苦情や、方針違反の供給業者や投資先企業に関する透明性の高い報告を行っているが、苦情申し立てへの対応が一貫していない、または不十分である、あるいは信頼性に欠けていて、UNGPに完全には整合していない。

方針違反対応手順を公表しているが、以下のいずれかに該当する。

» 手順が包括的でない。

» 取引の一時停止や契約解除の基準が不十分である。

» 方針違反事例や苦情申し立てに対して一貫性のある形で適用されていない。

» 直接的なサプライチェーン外の苦情を受け付けていない(つまり、手順が企業グループ全体に適用されていない)。

<p>暴力・脅迫に対するゼロトレランス(不容認)</p> <p>人権、土地、環境の擁護者に対する暴力、(犯罪者としての)不当告発、脅迫、殺害を防止するために、サプライチェーンや投資においてゼロトレランス方針と手続きを定めること。</p>	<p>人権擁護者の保護は、「ゼロトレランス・イニシアチブ」⁹の最低要件に整合した、独立したゼロトレランス方針に組み込まれている。</p> <p>この方針の要件は、全ての森林リスク產品サプライチェーンにおいて、企業グループ全体に対して適用されている。</p>	<p>人権擁護者への暴力、不当告発および脅迫を防止するためのゼロトレランスに関する方針または手続きを公表していない。あるいは、方針上の誓約において「容認しない」という明示的な文言が欠如している。</p>	<p>人権擁護者の保護方針には「容認しない」という文言が含まれているが、以下のいずれかに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> » ゼロトレランス・イニシアチブにより定義された最低限の方針要件に整合していない。 » 人権擁護者からの意見を取り入れて策定されていない。 » 人権擁護者に関する独立した方針のなかで定められていない。 » 方針の適用範囲がサプライチェーンの一部または企業グループの一部のみとなっている。
<p>NDPE方針の遵守状況に関する独立検証</p> <p>NDPE方針達成の進捗状況について独立した検証を行い開示すること。</p>	<p>NDPE方針の遵守状況に関する独立検証に関して、どのように実施するか、あるいは供給業者や投資先企業がどのように実施しなければならないかを詳述した、信頼性の高い方法論を公開している。さらに、供給業者と投資先企業の企業グループ全体によるNDPE方針遵守の100%達成に向けた進捗状況の年次報告を通じて、全ての森林リスク產品サプライチェーンにおいて同方法論を適用していることを示している。</p>	<p>NDPE方針の遵守状況に関する独立検証の方法論を公表していない。または、検証が以下のいずれかに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> » 認証制度のみに依存している。 » 信頼性の高い独立検証機関によって実施されていない(第三者によって実施されているなど)。 » 供給業者の自己申告(NDPE実施報告フレームワーク(IRF)など)のみに基づいている。 » 不十分な方法論に基づいている。 	<p>NDPE方針の遵守状況に関する独立検証のための信頼性の高い方法論を公表し、ひとつ以上の森林リスク產品のサプライチェーンで実施している。</p> <p>あるいは、NDPE方針遵守の独立検証のための信頼性の高い方法論を複数の森林リスク產品サプライチェーンに関して実施しているが、全てのNDPE要素は含んでいない。</p>
<p>法令整備の推奨</p> <p>森林リスク產品のサプライチェーンにおける森林破壊、自然生態系の転換・劣化、人権侵害の根本原因に対処する法令の整備を、生産国、加工国および消費国で推奨すること。</p>	<p>消費国と加工国において、NDPE不適合の產品の輸入禁止を可能にする法令の整備、および、有能で機能的に独立した執行機関の設立を推奨している。</p> <p>また、生産国において、NDPE基準や国際人権規範と政府政策の整合化を促進し、市民社会のための市民社会スペースを保護することを可能にする法令を推奨している。</p> <p>さらに、いかなる管轄区域においても、上記のような法令に反対する活動を行っている証拠が存在しない。</p>	<p>森林リスク產品のサプライチェーンにおけるNDPEの実践を促進することを可能にする法令を、消費国や生産国で制定することについて、何も発言していない、または反対を唱えている。</p>	<p>森林リスク產品のサプライチェーンにおけるNDPEの実践を促進することを可能にする法令の整備を、特定の消費国や加工国、生産国に関しては推奨しているが、サプライチェーンに含まれる全ての管轄区域では推奨していない(例えば、欧州連合「森林破壊禁止法」(EUDR)のみを公的に支持している)。</p>

「森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、擁取禁止」(NDPE)は何か？

森林破壊禁止、自然生態系や泥炭地の転換・劣化禁止¹⁰ のためには、HCV地域¹¹、HCS林¹²、原生林¹³、IFL¹⁴などの森林や自然生態系を、产品セクター別基準日、または基準日がセクター別基準日よりも早い既存のコミットメントに従って、森林破壊や転換・劣化¹⁵から守る必要がある。基準日以降の全ての方針違反については、環境被害を修復することが求められる。

擁取禁止には以下が必要である。

- » 事業活動、サプライチェーン、投資全体で、国際的に認められた人権¹⁶を尊重すること
- » 先住民族の領域での事業は、同事業が法的に許可され、さらに影響を受ける先住民族や慣習的権利の保有者が、彼らの土地での活動に対してFPICを与える場合にのみ行うこと¹⁷
- » 影響を受けるコミュニティのメンバー、権利保有者、人権擁護者、土地や環境の擁護者に対する脅迫、暴力、不当告発に対するゼロトレランス(不容認)¹⁸
- » 強制労働および児童労働の禁止、倫理的な採用慣行の遵守、結社の自由の尊重、臨時労働者、移民労働者、契約労働者を含む全ての労働者の権利の承認¹⁹
- » 苦情解決のために、UNGPに沿った効果的な苦情処理メカニズムを設置し、その活用事例を開示すること
- » 先住民族、キロンボラ(ブラジルの逃亡奴隸の子孫)およびその他の伝統的コミュニティ、慣習的権利の保有者、地域コミュニティ、労働者に対する社会的危機の是正

NDPE 方針の適用範囲

採用されたNDPE方針は、消費財製品の製造に使用される既製品に組み込まれている原材料を含め、消費財企業がグローバルな事業活動のなかで調達する全ての森林リスク產品に適用しなければならない。森林リスク產品とは、パーム油(パーム原油、パーム核油(PKO)、および派生物。動物飼料に組み込まれたものや、パーム核粕(PKE)などのPKO派生物を含む)、消費者製品に使用される木材パルプ、紙および包装材、大豆(動物飼料に使われる大豆を含む)、牛肉(牛脂を含む)、ココア、コーヒーなど、森林破壊や森林と自然生態系の劣化につながる林產物・農產物を指す。

消費財企業が採用する方針の適用範囲は包括的であるべきであり、森林リスク產品の生産、加工、取引、調達に関わる全ての供給業者と投資先企業の企業グループ全体の全事業に適用されるべきである。「企業グループ」は、AFiによる定義に基づく²⁰。消費財企業は、AFiの定義を実施するためのベストプラクティス手法(「Shining light on the shadows」報告書²¹に記されている方法論など。企業グループの構造を明らかにしたり、NDPE方針違反に関与する企業と企業グループの親会社や最終的な受益者との間に共通の支配があることを発見するために使用できる)を用いて、調達先や投資先の企業グループの範囲の評価を実施しなければならない。

産品セクター別基準日

森林破壊、自然生態系や泥炭地の転換・劣化を禁止する要求事項は、以下の産品セクター別基準日に従つて完全に適用されなければならない。

- » 2008年7月22日：アマゾン生物群において、「大豆モラトリアム」に基づき、大豆栽培用に原生植生を転換することを禁止する基準日。
- » 2009年10月5日：ブラジルにおいて、「畜牛合意(Cattle Agreement)」に基づき、牛肉生産用に原生植生を転換することを禁止する基準日。
- » 1994年12月：ティッシュ、紙、包装製品、消費者製品(ビスコースを材料とする製品を使って製造されたものを含む)の製造に使用される木材パルプ生産を目的とした森林破壊を禁止する基準日。
- » 2015年12月：パーム油および全てのパーム油由来製品(パーム原油、パーム核油、および派生物。動物飼料に組み込まれたものを含む)生産を目的とした森林破壊を禁止する基準日。生産方針、取引業者に関する方針、調達方針において、それ以前の基準日が適用される場合は、それを維持しなければならない(HCSAキットの2015年4月基準日など)。
- » 2016年：セラードにおいて、「責任ある大豆に関する円卓会議(RTRS)」に基づき、原生植生の転換を禁止する基準日。
- » 2020年1月1日：AFiのガイドラインと関連する世界目標(ザ・コンシューマー・グッズ・フォーラムの2020年までに森林破壊ゼロを達成する誓約、「森林に関するニューヨーク宣言」など)に基づき、他の全ての森林リスク産品生産を目的とした森林破壊と土地転換を禁止する基準日。具体的な基準日を示した既存の誓約に従うべきである(上記の基準日、法律で定められた基準日、業界が合意した基準日など)。具体的な基準日を設定していない既存の誓約は、方針や誓約の発行日またはそれ以前を基準日と明記するべきである。

NDPE 方針の採用義務

NDPE方針では、森林リスク產品に関する全ての供給業者と投資先企業がNDPE方針を採用・実施することを、契約上の必須要件として設定しなければならない。消費財企業は、その直接の供給業者(契約を結んでいる一次仕入先)に対する契約上の要求事項を設定し、加工施設を持つ間接供給業者や原料生産者へとサプライチェーン全体にNDPE方針の採用と実施を波及させるように要求事項を設定しなければならない。この要求には、国際人権規範とHCSAで謳われているベスト・プラクティスに従って、先住民族および慣習的コミュニティが自身の領域内の新規・既存開発についてFPICを与える、あるいは保留する権利の履行を確保するための適切な方針が含まれる(RANの報告書「The Need for FPIC (FPIC実施原則の必要性:未訳)」を参照)。NDPE方針は、先住民族、キロンボラ、その他の伝統的コミュニティの土地での開発を禁止する必要がある。または、現地の法律が彼らの領域における開発からの強力な保護を規定している場合には、それらの法律を尊重する必要がある。サプライチェーン全体の供給業者または投資先企業(合弁企業のパートナーを含む)の企業グループ²²全体が、森林リスク產品の生産、調達、取引に携わる全事業において、NDPE要件を遵守しなければならない。

RANの森林&人権方針ランキングには、各消費財企業の業績を評価する独立した推奨事項として、上記が盛り込まれている。これは、NDPE生産要件が(2013年から2020年にNDPE基準が設定された)パーム油セクターに適用される方針においてのみならず、森林リスク產品のサプライチェーン全体で標準となることが重要であることを考慮したためである。また、NDPE方針の採用と実施が、直接供給業者(一次仕入先)から加工施設を持つ企業(特に、他の企業グループによって支配されている第三者製油所・搾油工場・プランテーション・牧場、独立系工場、独立系プランテーションや原料生産者、ディーラー・ブローカー、村の協同組合、小規模農家)まで、サプライチェーン全体に波及することを確保するためである。

NDPE実施計画

NDPE方針および関連する実施計画には、全ての森林リスク產品について、企業グループ全体によるNDPE方針に詳述された要求事項の完全遵守の達成、および、その遵守状況の独立検証の実施に関して、野心的な目標期日と期限付きの中間目標を設定しなければならない。

消費財企業の目標期日には、供給業者や投資先企業がNDPE要件を遵守していることを独立検証する期日や、森林破壊や他の自然生態系の転換・劣化の基準日(上記「產品セクター別基準日」参照)などを盛り込むべきである。

また、目標期日は、欧州連合「森林破壊禁止法(EUDR)」施行日など、法令で定められた遵守期限と整合する必要がある。

この他、実施計画に記載してもよいが、当評価の基準として用いられない日付には以下などがある。一般市民が閲覧でき、方針実施のモニタリングや信頼性の高い独立検証に役立つ、透明性が高く協力的なモニタリングシステムに情報を提供するために、供給業者および投資先企業が情報を公開する、または情報提供を可能にする期限。これには、消費財企業のグローバルサプライチェーンに関わる企業グループと供給業者、および投資の影響を受ける、全ての原材料の供給源地域とランドバンク、トレーサビリティデータ、保全地域、影響を受ける先住民族と地域コミュニティに関するデータが含まれる。NDPE方針と実施計画には、方針実施に関連する全分野に関する透明性のある公的な報告に対するコミットメントも記載されるべきである。

NDPE方針実施のためのサプライチェーントレーサビリティ、 透明性およびその他の情報開示要件

森林破壊や自然生態系の劣化・転換、人権侵害のないサプライチェーンを実現するためには、森林リスク産品のサプライチェーンに関わる供給業者の公開と、調達する全原材料の完全なトレーサビリティ達成に向けた進捗状況の年次報告が不可欠である。森林リスク産品のサプライチェーンに関わる供給業者の開示には、直接・間接供給業者の年次リスト(原材料生産者およびサプライチェーン全体の加工施設の名前と所在地を含む)の公表が含まれなければならない。現状を反映していない古い供給業者リストや、一次仕入先のリストのみの公表は容認されるものではない。

年次報告書は、原産地までのトレーサビリティ達成に向けた進捗状況を詳述しなければならない。トレーサビリティの定義とシステムは、消費国の法令(欧州連合「森林破壊禁止法(EUDR)」など)に従い、「ファーストマイル」のトレーサビリティを達成し、その独立検証を行い、また、供給業者のプランテーション・牧場や小規模農家の地理的位置データを照合するように設計されなければならない。トレーサビリティ(供給業者が提供する自己申告データやファーストマイルのトレーサビリティを含む)の独立検証を行う方法論を開示しなければならない。ファーストマイルのトレーサビリティがまだ達成されていない場合、全ての森林リスク産品のサプライチェーン(直接供給業者、加工業者・工場、原材料生産者を含む)に関してサプライチェーン完全開示の達成目標および原産地(すなわち、プランテーション、農場、牧場)までのトレーサビリティの達成目標期日を設定すべきである。

透明性は、前述の「キープ・フォレスト・スタンディング」の森林&人権方針ランキングに記されている他の要求内容のなかでも求められている。以下の透明性のある開示が必要である。

- » 產品横断的なNDPE方針。または、グローバルサプライチェーンで調達される全ての森林リスク產品について策定された、NDPEと整合した產品別方針。
- » 人権擁護者に対する暴力、不当告発、脅迫を防止するためのゼロトレランス方針と手続き。
- » 供給業者がNDPE方針を採用・実施し、サプライチェーン全体でその要件を波及させることが契約で要件となっている証拠。
- » 関連する全ての森林リスク產品のサプライチェーンにおいて、NDPE方針の独立検証を達成するための野心的な目標期日と計画。
- » 一般市民が閲覧でき、NDPE方針実施のモニタリングや信頼性の高い独立検証に役立つ、強固で透明性のある森林モニタリング・対応システムへの情報の提供と同情報の公表。これには、全ての原料供給地とランドバンク(すなわち管理地の境界線)に関するデータ、加工施設の所在地、「ファーストマイル」のトレーサビリティのデータ、HVC地域、HCS林(HCV-HCS評価のデータ、HCS林指標マップ、供給地域での現地検証データを含む)、保全地域、森林損失データ(基準日以降の現在および過去の評価)、火災、影響を受ける先住民族と地域コミュニティ(権利保有者との合意による)のデータが含まれる。
- » 森林フットプリントの評価結果と、その評価作業で特定された影響に対処するために設計された戦略と管轄区域や景観区域に基づくプログラム。RANの森林フットプリントの方法論に修正を加えた場合は、使用した方法論を開示しなければならない。
- » 管轄・景観プログラムに関する年次報告。各プログラムへの消費財企業の関与と投資の範囲、ガバナンス構造とマルチステークホルダー・プラットフォームにおける先住民族と慣習的権利の保有者の関与の詳細、プログラムの目的(成果と影響のモニタリング・報告・検証の手段を含む)が含まれるもの。報告は、市民社会組織の意見を反映して作成されたベストプラクティス報告ガイドラインに従って行われるべきである。

- » 人権デューディリジェンス・システムおよび現地調査に基づく人権影響評価の結果。
- » UNGPの要件に沿った報告を伴う公開の苦情処理メカニズム²³。
- » 方針違反対応プロトコル。社会的・環境的要件の両方において、供給業者や投資先企業の方針違反があった際に、取引の一時停止や契約解除を行う適切な基準が設定されているもの。
- » NDPE方針の要件に関するパフォーマンスの独立検証を実施するための方法論。以下の信頼性の高い方法論を含む。
 - » FPICの権利履行に関する机上・現地調査に基づく独立検証。影響を受ける先住民族、慣習的権利の保有者、地域コミュニティが関与する形で、人権専門家によって実施されるもの。
 - » 森林モニタリングと対応に関するシステムの有効性、森林破壊ゼロの主張の正確性、自然生態系・泥炭地の転換・劣化禁止要件および火入れ禁止要件の遵守についての独立検証。
 - » トレーサビリティの独立検証。「ファーストマイル」のトレーサビリティと供給業者が提供する自己申告データの検証を含む。
- » サプライチェーンおよび投資先におけるNDPE遵守、および產品横断的なNDPE方針に記載された明確な期限付き目標、行動、具体的な成果に関する取り組みを明らかにするために実施される独立検証の結果。

「森林フットプリント」とは？

RANは、消費財企業に対し、森林、自然生態系・泥炭地、そして伐採や産業型農業の拡大の影響を受ける先住民族や慣習的権利の保有者、地域コミュニティの権利に影響を与える、自社のグローバルな产品サプライチェーンや投資(合弁事業を含む)のフットプリントについて把握し、公表し、対処することを求めている。

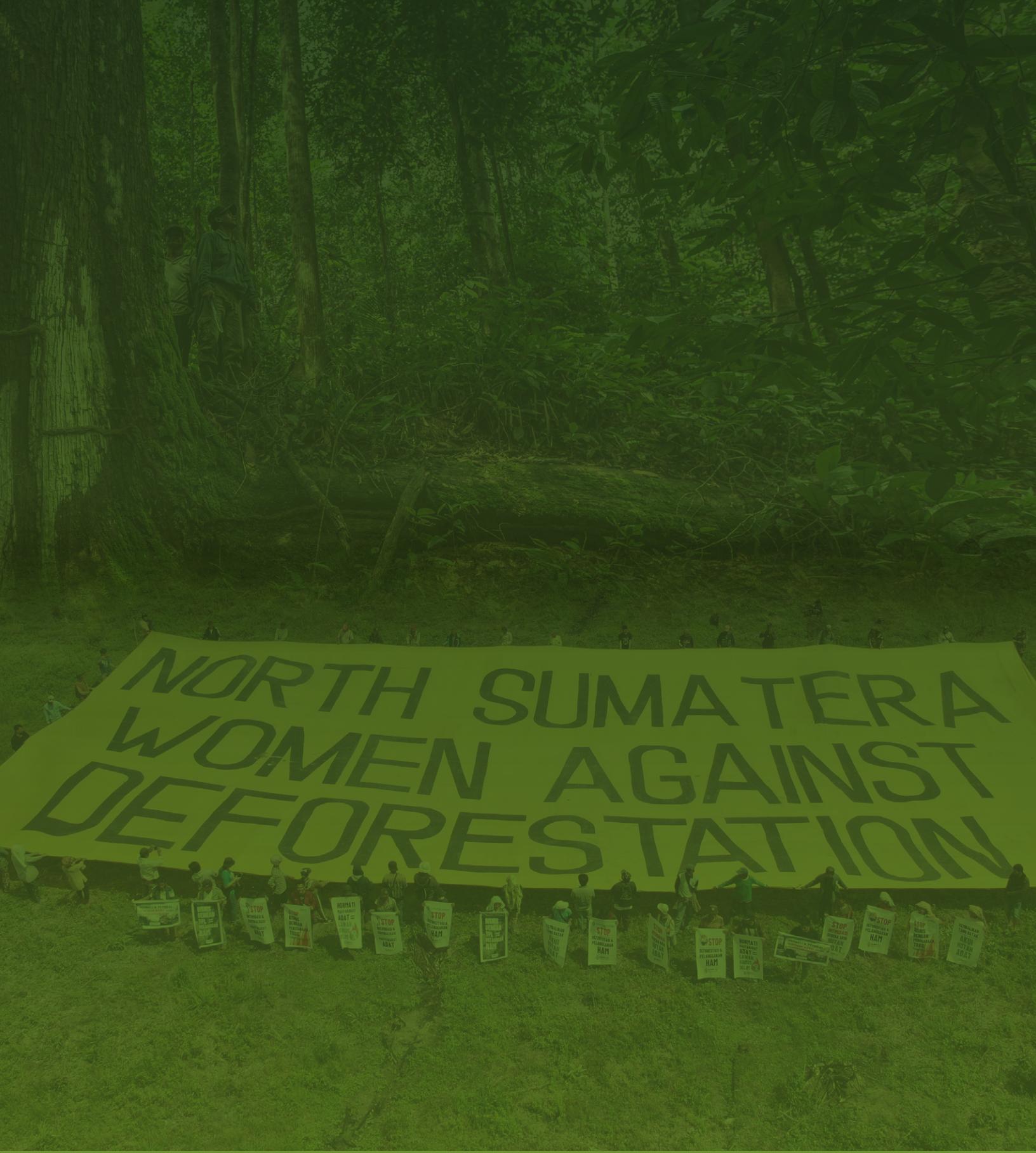
森林フットプリントとは、消費財企業による森林リスク產品の消費によって影響を受けた、あるいは受ける可能性のある森林や泥炭地の総面積を指す。消費財企業のフットプリントには、供給業者や投資先が取引関係期間中に関与した森林や泥炭地の破壊地域、さらには全ての供給業者のランドバンク内でリスクが残る地域、自社の森林リスク產品のグローバルサプライチェーンが含まれる。また、森林や泥炭地が先住民族や慣習的権利の保有者、地域コミュニティに伝統的に管理されてきた土地に所在する場合、彼らの権利への影響も含まれる。リスクのある地域には、供給業者や投資先の管理下にあるプランテーション開発地域に所在する森林と泥炭地、独立系供給業者が管理する地域、および、消費財企業のグローバルサプライチェーンに含まれる搾油工場・精油所・加工施設周辺の供給地域内で将来の伐採や農業開発用に割り当てられた地域が含まれる。上記は全て把握され、公表されなければならない。消費財企業が森林フットプリントの分析を行う際には、RANの方法論を利用できる。²⁴ この方法論は特定の產品サプライチェーンに適応させて使うことができる。適応された方法論は、実施された分析結果とともに開示されなければならない。

森林フットプリントに関する出版物の例：

- » Rainforest Action Network. Keep Borneo's Forests Standing: Evaluating the Forest Footprint of Brands Driving Deforestation and Land Rights Violations in the Indonesian Provinces of North and East Kalimantan, Borneo.²⁵
- » Nestlé. Palm Oil Forest Footprint. Aceh Province Analysis.²⁶
- » Unilever. Forest Footprint Report. Aceh, Indonesia Case Study.²⁷
- » Colgate-Palmolive. Palm Oil Forest Footprint. North Sumatra, Indonesia.²⁸
- » 花王 パーム油ダッシュボード「森林フットプリント2024年5月 リアウ州(ロカン・ヒリル県/ブンカリス県/ドゥマイ市)*英語」Kao, Palm Oil Forest Footprint: Riau Province: Rokan Hilir, Bengkalis, Dumai²⁹

脚注

- 1 「生物の多様性に関する条約」の定義に基づく。条約は以下を参照:(英語原文)<https://www.cbd.int/forest/definitions.shtml>、(和訳版)https://www.biadic.go.jp/biolaw/jo_hon.html
- 2 アカウンタビリティ・フレームワーク・イニシアチブ(AFi)による「企業グループ」の定義。<https://accountability-framework.org/the-framework/contents/definitions/>を参照。
- 3 先住民族の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP)、世界人権宣言、国際労働機関(ILO)基本条約、国際労働機関(ILO)条約第169号、世界食料安全保証委員会(FAO)「国家の食料安全保障の文脈における土地、漁業、森林の保有に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン」(VGGT)、UNGP、小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言など、国際的に認められた人権規範による定義に基づく。RANの報告書「The Need for FPIC」に基づく。
- 4 「農園までのトレーサビリティ(TTP: Traceability to Plantation)」とは、サプライチェーンの下流から生産者レベルにおける原材料产地の供給源まで量を追跡し、監視する能力のこと。
- 5 RANの森林フットプリントに関する方法論、またはRANの方法論に沿っており、特定の產品のサプライチェーンで使用するために適合させた方法に基づく。https://www.ran.org/wp-content/uploads/2021/06/RAN_ForestFootprintMethodologies_June-2021.pdfを参照。
- 6 先住民族の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP)、世界人権宣言、国際労働機関(ILO)基本条約、原住民及び種族民条約(ILO条約第169号)、世界食料安全保証委員会(FAO)「国家の食料安全保障の文脈における土地、漁業、森林の保有に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン」(VGGT)、UNGP、小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言など、国際的に認められた人権規範による定義に基づく。
- 7 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(UNGP)など。全ての人権を対象範囲に含み、さらに現地調査に基づく人権影響評価を採用している。
- 8 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」
- 9 人権擁護者に関する方針に関してZTIで定義された最低限の要件は以下で閲覧可能:<https://www.zerotoleranceinitiative.org/committing-to-protections-for-human-rights-defenders>。その他のリソース: <https://www.zerotoleranceinitiative.org/zero-tolerance-policies>
- 10 全ての用語は、AFiによる定義に基づく。<https://accountability-framework.org/the-framework/contents/definitions/>を参照。
- 11 HCVネットワークによる定義に基づく。<https://hcvnetwork.org/>を参照。
- 12 HCSAによる定義に基づく。<http://highcarbonstock.org/>を参照。
- 13 「生物の多様性に関する条約」による定義に基づく。<https://www.cbd.int/forest/definitions.shtml>を参照。
- 14 The IFL Mapping Teamによる定義に基づく。<http://www.intactforests.org>を参照。
- 15 AFiの定義に基づく。<https://accountability-framework.org/the-framework/contents/definitions/>
- 16 先住民族の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP)、世界人権宣言、国際労働機関(ILO)基本条約、原住民及び種族民条約(ILO条約第169号)、世界食料安全保証委員会(FAO)「国家の食料安全保障の文脈における土地、漁業、森林の保有に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン」(VGGT)、UNGP、小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言など、国際的に認められた人権規範による定義に基づく。
- 17 FPICの権利の履行は、UDRIP、HCSAの社会的要件、AFi「Operational Guidance on Respecting the Rights of Indigenous Peoples and Local Communities」(先住民族と地域コミュニティの権利尊重に関する業務ガイダンス)に従わなければならない。
- 18 人権擁護者に関する方針に関してZTIで定義された最低限の要件、<https://www.zerotoleranceinitiative.org/zero-tolerance-policies>に掲載されたその他のリソース、UN Declaration on Human Rights Defender (人権擁護者に関する国連宣言)、UNGP: Guidance on ensure respect for human rights defenders(人権擁護者の尊重を確保するためのガイダンス)による。
- 19 国際労働機関(ILO)基本条約による定義に基づく。
- 20 <https://accountability-framework.org/the-framework/contents/definitions/>
- 21 Greenpeace, Rainforest Action Network, Forest Peoples Programme. Shining light on the shadows. Towards a uniformed methodology for establishing common control. <https://www.greenpeace.org/international/publication/58702/shining-light-on-the-shadows/>
- 22 AFiによる定義に基づく。<https://accountability-framework.org/the-framework/contents/definitions/>を参照。
- 23 UN Guiding Principles on Business and Human Rights
- 24 https://www.ran.org/wp-content/uploads/2021/06/RAN_ForestFootprintMethodologies_June-2021.pdf
- 25 RAN報告書「Keep Borneo's Forests Standing: Evaluating the Forest Footprint of Brands Driving Deforestation and Land Rights Violations in the Indonesian Provinces of North and East Kalimantan, Borneo」の要約版と全文(英語原文のみ)は以下からダウンロード可能:<https://www.ran.org/publications/borneo-forest-footprint/>
- 26 <https://www.nestle.com/sites/default/files/2020-12/palm-oil-forest-footprint-aceh-province-analysis-2020.pdf>
- 27 <https://www.unilever.com/files/92ui5eqz/production/6967d544f6e440f5ab61102387b9ca13edb8993f.pdf>.
- 28 https://www.colgatepalmolive.com/content/dam/cp-sites/corporate/corporate/en_us/corp/locale-assets/pdf/colgate-north-sumatra-forest-footprint-disclosure-aug-2021.pdf.
- 29 <https://www.kao.com/content/dam/sites/kao/www-kao-com/jp/ja/corporate/sustainability/pdf/palm-oil-forest-footprint-riau.pdf>.



免責事項

本書は、英語で発行された"Methodology for the Evaluation of Brands' Performance in the Keep Forest Standing Scorecard"を和訳したもので、参照、引用、正確な理解のためには英語の原文をご覧ください。



レインフォレスト・アクション・ネットワーク
(RAN日本)

東京都渋谷区千駄ヶ谷3-13-11-2F
Japan.ran.org

発行日: 2025年11月
写真: Khairul Abdi / RAN; KSPPM